令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 米沢平野地区東幹線用水路用地測量業務

特別仕様書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

- 第1条 この特別仕様書は、令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業米 沢平野地区東幹線用水路用地測量業務(以下「本業務」という。)に適用する。
 - 2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領(平成14年3月22日付け 13 農振第3155号、一部改正令和7年3月28日)別記(I)用地調査等業務共通仕様書 (以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特別仕様書により実施する。 なお、今後共通仕様書に改正があった場合は、改正後の共通仕様書により実施する。

(目的)

第2条 本業務は、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業に基づき、国営造成施設に係る区分地上権等の権利の取得に必要となる用地調査等を実施し、用地補償業務の円滑な推進に資するものである。

(業務概要)

- 第3条 本業務の概要は、次のとおりである。
 - (1) 実施場所

山形県米沢市他1町 (別添位置図のとおり。)

- (2)調查区域
 - ①地域区分は、耕地とする。
 - ②調査区域延長は、17.92kmとする。
 - ③調査区域面積は、89.60haとする。

(障害物の伐除)

第4条 監督職員の指示を受けないで障害物を伐除したもの又は不注意により伐除したもの の補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第5条 資格要件は以下のとおりである。

(1)管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償 業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。 なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記(2)の照査技 術者の要件とする。

また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒 18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土 地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照查技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。 なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものと する。

ア 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒 18 年 (短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年) 以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に 10 年以上従事した者

イ 土地改良補償業務管理者の資格がない場合 大学卒 18 年 (短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年)以上相当の能力と経験を有し、

かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者

(配置技術者の確認)

- 第6条 共通仕様書第42条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技 術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。
 - (1)受注者は、作業計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更作業計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、作業計画書の業務組織計画において位置付け られた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

- 第7条 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
 - 2 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1)予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の測量・建設コンサルタント等のうち測量・補償コンサルタントの参加資格の認定を受けていこと。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5)中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある。
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。
 - ②人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。
 - 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- 4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照

査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物納入時の打合せへの立会い

特別仕様書第16条に示す打合せのうち、成果物納入時の段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照 査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS) の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第8条 本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る価格で受注した場合には、履行確実 性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、 これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況 を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務 成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1)審査項目 a)~c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2)審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由無く再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(保険加入)

第9条 受注者は共通仕様書第37条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に 明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証 明する書類を提示しなければならない。

第2章 測量条件及び貸与資料等

(測量の基準及び精度等)

第10条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

精度区分は、登記所備付けの地図の精度に準ずるものとする。

ただし、地図の備付けのない地域においては、地籍調査に準ずるものとする。

(貸与資料等)

第11条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数	量	備考
米沢平野地区東幹線用水路平面縦断図	1	式	
令和4年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業米沢平野地区用地調査等業務・成果物	1	式	
その他監督職員が必要と認める資料	1	式	

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第12条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作業項目	数量	備考
(1)作業計画	1 業務	
(2)現地踏査	1 業務	
(3) 地図の転写	89. 60ha	内業のみ
(4) 転写連続図作成	89. 60ha	
(5) 土地の登記記録調査	89. 60ha	内業のみ
(6) 権利者確認調査(当初)	89. 60ha	内業のみ
(7)権利者確認調査(追跡)	20 人	内業のみ

(指示事項)

第13条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

(1) 地図の転写

登記所備付け図面の交付に当たっては、受注者が交付申請書を作成し、発注者が登記所への申請及び受取り後に当該図面を受注者へ引き渡すものとする。

また、交付を受けた地図は、全てその他の成果物として提出するものとする。

(2) 転写連続図作成

図面の用紙は紙とし、規格はA3判とする。

(3) 土地の登記記録調査

登記記録の交付に当たっては、受注者が交付申請書を作成し、発注者が登記 所への申請及び受取り後に当該書類を受注者へ引き渡すものとする。

また、交付を受けた登記事項証明書は、全てその他の成果物として提出するものとする。

(4)権利者の確認調査

住民票謄本等の交付に当たっては、受注者が交付申請書を作成し、発注者が各市町村への申請及び受取り後に当該書類を受注者へ引き渡すものとする。

なお、登記名義人等土地権利者が死亡している場合は追跡調査により相続人を 特定のうえ相続関係説明図を作成するものとする。戸籍謄本等の交付が必要な場合は、上記に準ずるものとする。

また、交付を受けた住民票謄本及び戸籍謄本等は、全てその他の成果物として提出するものとする。

第4章 成果物

(成果物等)

- 第14条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。
 - 1 電子納品

成果物の電子媒体(CD-R等)は正副2部提出しなければならない。

j.	成果	物		数	量	備	考
「測量成果電子納品 省農村振興局設計課			年4月 農林水産 る電子データ	正副	2 部	CD-	- R 等

2 その他の成果物

成果物		数量	備考
地図の転写図	原本	1 部	綴じ込み
転写連続図	書面	1 部	綴じ込み
土地の登記記録調査表	書面	1 部	綴じ込み
	原本	1 部	綴じ込み
権利者調査表及び相続関係説明図	書面	1 部	綴じ込み
	原本	1 部	綴じ込み
その他必要な資料(地図の転写図、転写連続図、	電子データ	1 部	CD-R等
土地の登記記録調査表、権利者調査表及び相続			
関係説明図の電子データ等)			

- 注1 成果物の「書面」とは、電子データを紙に印字したものである。
- 注2 成果物の「原本」とは、登記所から交付を受けた地図等の原本である。
- 3 成果物の提出先は、次のとおりとする。 秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎5階 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第5章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第15条 共通仕様書第12条で監督職員が指定する登録機関は、AGRISセンターとする。

第6章 打合せ

(打合せ)

第 16 条 本業務の実施にあたっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。

また、打合せの場所は、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所とする。

- (1) 着手時前 1回
- (2) 中間打合せ 1回
- (3) 成果物納入時 1回

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 42 条に定める業務計画書の管理状況を報告 しなければならない。

第7章 契約変更

(契約変更)

- 第 17 条 業務請負契約書第 17 条、第 18 条、第 19 条及び第 20 条に規定する発注者と受注者 による協議事項は、下記のとおりとする。なお、軽微なものについては変更しない 場合がある。
 - (1) 本特別仕様書第12条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
 - (2) 本特別仕様書第13条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
 - (3) 本特別仕様書第14条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
 - (4) 本特別仕様書第16条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
 - (5) 履行期間の変更が生じた場合
 - (6) その他

第8章 その他

(管理技術者)

第 18 条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う作業の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中は毎日、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所に出向き、監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、押印するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督 職員に報告することとする。

(疑 義)

第19条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示 を受けるものとする。

